

議案の概要

令和6年第4回市議会定例会

八王子市

目 次

1	提出予定議案総括	4
2	固定資産評価審査委員会委員の選任について	5
3	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例設定について	6
4	公益的法人等への八王子市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例設定について	7
5	八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	8
6	八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	9
7	八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	10
8	八王子市こども家庭センター条例設定について	11
9	八王子市大横保健福祉センター条例の一部を改正する条例設定について	13
10	八王子市東浅川保健福祉センター条例の一部を改正する条例設定について	14
11	八王子市南大沢保健福祉センター条例の一部を改正する条例設定について	15
12	八王子市生涯学習センター条例の一部を改正する条例設定について	16
13	土地の信託の変更について	17
14	八王子市立保育園の指定管理者の指定について	18
15	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立鎌水小学童保育所）	21
16	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立式分方小学童保育所）	26
17	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立櫛原小学童保育所）	30
18	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立高倉小学童保育所ほか）	34
19	八王子市高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について	39
20	八王子市営住宅及び共同施設の指定管理者の指定について	42

2 1	市道路線の認定について	45
-----	-------------	----

【追加送付】

2 2	八王子市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例設定について	49
2 3	八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定について	49
2 4	八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について	49
2 5	八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について	49

○提出予定議案総括

案 件	件 数	備 考
人 事	2 件	固定審査評価審査委員会委員
補 正 予 算	3 件	一般会計ほか（専決処分 2 件）
条 例 関 係	1 4 件	新設 1 件 一部改正 1 3 件
指 定 管 理 者	8 件	指定管理者の指定
そ の 他	2 件	土地の信託、市道路線の認定
計	2 9 件	

人事	固定資産評価審査委員会委員の選任について		総務部	
			職員課	
概要	固定資産評価審査委員会委員6名のうち、2名の委員の任期満了に伴い、新たに委員を選任するもの			
【内容】				
令和6年(2024年)12月24日に ^{さいとうそのお} 齊藤園生委員及び ^{たかはしゆみこ} 高橋由美子委員が任期満了を迎えることに伴い、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定に基づき、市長が市議会の同意を得て、固定資産評価審査委員会委員の選任をする。				
	氏名	就任予定日	任期満了日	
新任	^{さとう けんじ} 佐藤 健治	令和6年(2024年)12月25日	令和9年(2027年)12月24日	
新任	^{すずき ましの} 鈴木 芳乃			
【参考】その他の委員				
	氏名	就任日	任期満了日	期数
	^{ばんば ひろふみ} 番場 弘文	令和4年(2022年)10月1日	令和7年(2025年)9月30日	4期
	^{はながた もりやす} 花形 守康	令和5年(2023年)10月1日	令和8年(2026年)9月30日	2期
	^{たけぼやし ひでのり} 武林 秀則	令和6年(2024年)4月1日	令和9年(2027年)3月31日	2期
	^{わかづき しゅうへい} 若槻 周平	令和5年(2023年)7月2日	令和8年(2026年)7月1日	1期
【法令等】				
○地方税法(昭和25年法律第226号) 第423条第1項~第3項、第6項				
○八王子市市税賦課徴収条例(昭和25年八王子市条例第19号) 第58条第1項、第2項				

条例改正	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例設定について	総務部
		法制課
概要	刑法等の一部改正に伴い、文言の整備を行うもの	
<p>【内容】</p> <p>刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）により、刑法（明治40年法律第45号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する刑の種類のうち懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設する等の改正が行われ、令和7年（2025年）6月1日から施行されることから、条例において引用する文言を改める。</p> <p><改正する条例></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 八王子市個人情報の保護に関する法律施行条例 2 八王子市職員の給与に関する条例 3 八王子市職員退職手当支給に関する条例 4 八王子市プールの衛生管理等に関する条例 5 八王子市動物の愛護及び管理に関する条例 6 八王子市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 7 八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 8 八王子市消防団に関する条例 9 八王子市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 <p><改正内容></p> <p>「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める。</p> <p><施行日></p> <p>令和7年（2025年）6月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○刑法（明治40年法律第45号） 第9条</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第14条第3項</p>		

条例改正	公益的法人等への八王子市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例設定について	総務部
		職員課
概要	八王子市職員の派遣先の公益的法人等を追加するもの	
<p>【内容】</p> <p>近年、高度化・複雑化する地域課題の解決に向けて、基礎自治体が公益的法人等とこれまで以上に密に連携する必要が高まっていることから、新たに公益社団法人八王子市シルバー人材センター及び公益財団法人東京都都市づくり公社を派遣先に加えるほか、規定の整備を行う。</p> <p><改正内容></p> <p>1 派遣することができる団体に以下の2団体を加える。(第2条)</p> <p>(1) 公益社団法人 八王子市シルバー人材センター</p> <p>(2) 公益財団法人 東京都都市づくり公社</p> <p>2 規定整備(第1条)</p> <p>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の根拠条項を加える。</p> <p><施行日></p> <p>1 令和7年(2025年)4月1日(改正内容1)</p> <p>2 公布の日(改正内容2)</p> <p><参考></p> <p>現在、派遣先として規定している団体</p> <p>(1) 公益財団法人 八王子市学園都市文化ふれあい財団</p> <p>(2) 一般財団法人 八王子市まちづくり公社</p> <p>(3) 公益社団法人 八王子観光コンベンション協会</p> <p>(4) 公益社団法人 八王子市勤労者福祉サービスセンター</p> <p>(5) 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会</p> <p>(6) 八王子商工会議所</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)</p> <p>第2条第1項、第3項</p>		

条例改正	八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	子ども家庭部 子どもの教育・保育推進課
概要	基準省令が一部改正されたことから、これを踏まえ、八王子市の基準を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>令和5年（2023年）12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、幼児教育・保育の現場で安心して子どもを預けられる体制整備のため、4・5歳児の職員の配置基準を改善することとされた。</p> <p>これを受けて、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」（令和6年内閣府令第18号。以下「府令」という。）により、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）に規定する保育士の配置基準が改正されたことを踏まえ、条例の規定を改める。</p> <p>また、母子生活支援施設における、保育所設備に準ずる設備を設けた際の保育士の数についても、条例において各教育・保育施設における満4歳以上の幼児の職員配置基準と同様の規定としていることから、同様に条例の規定を改める。</p> <p><改正内容></p> <p>1 保育所の保育士の配置基準（第35条） 【改正前】満4歳以上の幼児おおむね27人につき1人以上 【改正後】満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上</p> <p>2 母子生活支援施設に保育所の設備に準ずる設備を設ける場合の保育士の配置基準（第32条） 【改正前】乳幼児おおむね27人につき1人以上 【改正後】乳幼児おおむね25人につき1人以上</p> <p><施行日> 公布の日</p> <p><参考> 府令は令和6年（2024年）4月1日から施行されているが、その経過措置として、同日から条例の施行日までの間は、基準省令の基準を条例で定める基準とみなすこととされている。</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号） 第33条</p>		

条例改正	八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	子ども家庭部 子どもの教育・保育推進課
概要	基準省令が一部改正されたことから、これを踏まえ、八王子市の基準を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>令和5年（2023年）12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、幼児教育・保育の現場で安心して子どもを預けられる体制整備のため、4・5歳児の職員の配置基準を改善することとされた。</p> <p>これを受けて、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」（令和6年内閣府令第18号。以下「府令」という。）により、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準省令」という。）に規定する保育士等の配置基準が改正されたことを踏まえ、条例の規定を改める。</p> <p><改正内容></p> <p>1 小規模保育事業（A型、B型）の保育士等の配置基準（第29条、第31条） 【改正前】満4歳以上の児童おおむね27人につき1人以上 【改正後】満4歳以上の児童おおむね25人につき1人以上</p> <p>2 事業所内保育事業の保育士等の配置基準（第44条、第47条） 【改正前】満4歳以上の児童おおむね27人につき1人以上 【改正後】満4歳以上の児童おおむね25人につき1人以上</p> <p><施行日> 公布の日</p> <p><参考> 府令は令和6年（2024年）4月1日から施行されているが、その経過措置として、同日から条例の施行日までの間は、基準省令の基準を条例で定める基準とみなすこととされている。</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号） 第29条、第31条、第44条、第47条</p>		

条例改正	八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	子ども家庭部 子どもの教育・保育推進課
概要	基準省令が一部改正されたことから、これを踏まえ、八王子市の基準を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>令和5年（2023年）12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、幼児教育・保育の現場で安心してこどもを預けられる体制整備のため、4・5歳児の職員の配置基準を改善することとされた。</p> <p>これを受けて、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年内閣府・文部科学省令第1号。以下「命令」という。）及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件」（令和6年内閣府・文部科学省告示第1号。以下「告示」という。）により、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。）に規定する職員の配置基準が改正されたことを踏まえ、条例の規定を改める。</p> <p><改正内容></p> <p>1 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育及び保育に従事する者の配置基準（第4条）</p> <p>【改正前】満4歳以上の子どもおおむね27人につき1人以上 【改正後】満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上</p> <p>2 幼保連携型認定こども園の教育及び保育に従事する者の配置基準（第28条）</p> <p>【改正前】満4歳以上の園児おおむね27人につき1人以上 【改正後】満4歳以上の園児おおむね25人につき1人以上</p> <p><施行日></p> <p>公布の日</p> <p><参考></p> <p>命令及び告示は令和6年（2024年）4月1日から施行されているが、その経過措置として、同日から条例の施行日までの間は、基準省令及び基準告示の基準を条例で定める基準とみなすこととされている。</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号） 第5条</p> <p>○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号） 第二 一</p>		

条例制定	八王子市こども家庭センター条例設定について	子ども家庭部 子ども家庭支援センター													
概要	こども家庭センターを設置するため、条例を制定するもの														
<p>【内容】</p> <p>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）が改正され、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする「こども家庭センター」の設置が努力義務化された。</p> <p>これまで八王子市では、妊娠期からの切れ目のない支援「八王子版ネウボラ」を推進してきたが、さらにこれを加速させるため、子ども家庭支援センターと保健福祉センターを再編し、八王子市こども家庭センターを設置する。</p> <p>なお、本条例の制定に伴い、八王子市子ども家庭支援センター条例（平成16年八王子市条例第27号）は廃止する。</p> <p><制定内容></p> <p>1 設置</p> <p>(1) 法第10条の2第1項の規定に基づき、八王子市こども家庭センター（以下「家庭センター」という。）を設置する。</p> <p>(2) 家庭センターの区分、名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="284 965 1358 1155"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合センター</td> <td>八王子市こども家庭総合センター</td> <td>八王子市明神町三丁目19番2号</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地域センター</td> <td>八王子市こども家庭センター大横</td> <td>八王子市大横町11番35号</td> </tr> <tr> <td>八王子市こども家庭センター東浅川</td> <td>八王子市東浅川町551番地1</td> </tr> <tr> <td>八王子市こども家庭センター南大沢</td> <td>八王子市南大沢二丁目27番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 総合センターは、事業を実施するための企画立案及び総合調整を行う。</p> <p>(4) 地域センターは、児童又は妊産婦並びにその家庭に対し、事業によるサービスの提供及び包括的支援を行う。</p> <p>(5) 地域センターの所管区域は、市規則で定める。</p> <p>2 定義</p> <p>条例で使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>3 事業</p> <p>こども家庭センター事業を、次のとおり定める。</p> <p>(1) 妊産婦及び乳幼児の健康保持及び増進に関する包括的な支援事業</p> <p>(2) 児童又は妊産婦と並びにその家庭の福祉に関する包括的な支援事業</p> <p>(3) 子育て支援に係る地域資源の把握又は開拓、関係機関間の連携強化など、地域における体制づくりに関すること。</p> <p>(4) 八王子市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の調整に関すること。</p> <p>(5) 児童虐待の防止に関すること。</p> <p>(6) 親子つどいの広場の運営に関すること。</p> <p>(7) 地域において在宅サービスを担う養育家庭の拡充に関すること。</p> <p>(8) (1)～(7)のほか、この条例の目的を達成するために必要な事業</p> <p>4 関係機関との連携等</p> <p>(1) 市長は、事業を円滑かつ効果的に行うため、児童相談所、医療機関、警察その他の関係機関から構成する協議会を設置するとともに、相互の連携の確保に努める。</p> <p>(2) 市長は、支援を必要とする児童又は妊産婦並びにその家庭の状況を把握するために必要があると認めるときは、協議会を構成する関係機関に対し、当該児童又は妊産婦並びにその家庭の</p>			区分	名称	位置	総合センター	八王子市こども家庭総合センター	八王子市明神町三丁目19番2号	地域センター	八王子市こども家庭センター大横	八王子市大横町11番35号	八王子市こども家庭センター東浅川	八王子市東浅川町551番地1	八王子市こども家庭センター南大沢	八王子市南大沢二丁目27番地
区分	名称	位置													
総合センター	八王子市こども家庭総合センター	八王子市明神町三丁目19番2号													
地域センター	八王子市こども家庭センター大横	八王子市大横町11番35号													
	八王子市こども家庭センター東浅川	八王子市東浅川町551番地1													
	八王子市こども家庭センター南大沢	八王子市南大沢二丁目27番地													

状況に関する情報の提供、調査その他の協力を求めることができる。
(3) 協議会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定める。

5 開館時間等

家庭センターの開館時間及び休館日は、市規則で定める。

6 委任

この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

7 八王子市子ども家庭支援センター条例の廃止

八王子市子ども家庭センターの設置に伴い、八王子市子ども家庭支援センターを廃止する。

<施行日>

令和7年（2025年）4月1日

【法令等】

○児童福祉法（昭和22年法律第164号）
第10条の2

条例改正	八王子市大横保健福祉センター条例の一部を改正する条例設定について	健康医療部 大横保健福祉センター
概要	八王子市こども家庭センターの設置に伴い、事業及び施設を見直すもの	
<p>【内容】</p> <p>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする「こども家庭センター」の設置が努力義務化された。</p> <p>こども家庭センターの設置に伴い、児童福祉と母子保健の一体的な支援体制を構築し、早期の予防的支援を行い虐待予防と重篤ケースの減少を図るため、母子保健関連業務を保健福祉センターからこども家庭センターへ移管することから、条例から母子健康診査の実施に関する規定を削除する。</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施する事業から「母子健康診査の実施に関すること。」を削除する。（第3条） 2 設置する施設から「母子健康診査に必要な施設」を削除する。（第4条） <p><施行日></p> <p>令和7年（2025年）4月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○児童福祉法（昭和22年法律第164号） 第10条の2</p>		

条例改正	八王子市東浅川保健福祉センター条例の一部を改正する条例設定について	健康医療部 東浅川保健福祉センター
概要	八王子市こども家庭センターの設置に伴い、事業を見直すもの	
<p>【内容】</p> <p>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする「こども家庭センター」の設置が努力義務化された。</p> <p>こども家庭センターの設置に伴い、児童福祉と母子保健の一体的な支援体制を構築し、早期の予防的支援を行い虐待予防と重篤ケースの減少を図るため、母子保健関連業務を保健福祉センターからこども家庭センターへ移管することから、条例から母子健康診査の実施に関する規定を削除する。</p> <p><改正内容> 実施する事業から「母子健康診査の実施に関すること。」を削除する。（第3条）</p> <p><施行日> 令和7年（2025年）4月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○児童福祉法（昭和22年法律第164号） 第10条の2</p>		

<p>条例改正</p>	<p>八王子市南大沢保健福祉センター条例の一部を改正する条例設定について</p>	<p>健康医療部 南大沢保健福祉センター</p>
<p>概要</p>	<p>八王子市こども家庭センターの設置に伴い、事業を見直すもの</p>	
<p>【内容】 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする「こども家庭センター」の設置が努力義務化された。 こども家庭センターの設置に伴い、児童福祉と母子保健の一体的な支援体制を構築し、早期の予防的支援を行い虐待予防と重篤ケースの減少を図るため、母子保健関連業務を保健福祉センターからこども家庭センターへ移管することから、条例から母子健康診査の実施に関する規定を削除する。</p> <p><改正内容> 実施する事業から「母子健康診査の実施に関すること。」を削除する。（第3条）</p> <p><施行日> 令和7年（2025年）4月1日</p>		
<p>【法令等】 ○児童福祉法（昭和22年法律第164号） 第10条の2</p>		

条例改正	八王子市生涯学習センター条例の一部を改正する条例設定について	生涯学習スポーツ部 学習支援課
概要	八王子市生涯学習センター川口分館の和室及び保育室を廃止するもの	
<p>【内容】</p> <p>現在、民間施設を借り上げて運営している親子つどいの広場檜原（以下「広場」という。）について、利用者の利便性及び安全性の向上を図るため川口やまゆり館内に移転し、併せて川口やまゆり館の子育て支援機能の充実を図ることとしている。</p> <p>そこで、広場の移転先として川口やまゆり館内の八王子市生涯学習センター川口分館の和室及び保育室を充てるため、同館の和室及び保育室を廃止する。</p> <p><改正内容> 八王子市生涯学習センター川口分館の施設から「和室」及び「保育室」を削除する。(別表第3項)</p> <p><施行日> 令和7年（2025年）4月1日</p>		

信託	土地の信託の変更について	契約資産部
		資産管理課
概要	信託期間が満了する土地の信託期間及び信託報酬を変更するもの	
<p>【内容】</p> <p>南大沢地区の市有地を活用するため、信託制度を導入して建設及び管理運用を行っている複合施設（フレスコ南大沢）の土地について、令和8年（2026年）3月15日に信託契約期間が満了することに伴い、土地信託契約書に基づき信託期間及び信託報酬を変更する。</p> <p><信託財産の表示></p> <p>1 土地 八王子市南大沢二丁目27番 宅地 12,186.41㎡</p> <p>2 建物 八王子市南大沢二丁目27番 フレスコ南大沢</p> <p><信託の受託者></p> <p>東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田 賢一</p> <p><信託期間></p> <p>【変更前】平成4年（1992年）10月7日から令和8年（2026年）3月15日まで 【変更後】平成4年（1992年）10月7日から令和13年（2031年）3月31日まで</p> <p><信託報酬></p> <p>【変更前】信託不動産の賃貸料（共益費及び消費税相当額を除く。）収入に100分の2.16を乗じて得た額及び消費税相当額 【変更後】信託不動産の賃貸料（共益費及び消費税相当額を除く。）収入に100分の5.97を乗じて得た額及び消費税相当額</p> <p>※信託報酬の変更は令和8年（2026年）4月1日から適用する。</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第96条第1項第7号</p>		

指定管理者	八王子市立保育園の指定管理者の指定について	子ども家庭部 子どもの教育・保育 推進課																				
概要	八王子市立保育園の指定管理者の指定をするもの（特命）																					
【内容】	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立中野保育園の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市立中野保育園</p> <p><指定管理者> 社会福祉法人 公德福祉会（4期目） ※ 八王子市における指定管理の実績 保育園1か所（中野保育園）</p> <p><指定期間> 令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までの5年間</p> <p><選定方法> 特命（八王子市指定管理者制度ガイドラインに基づく更新制度による選定） 八王子市立保育園指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して選定</p> <p><選定理由> 候補者となった法人は、全ての評価項目において6割以上の評価点数を獲得しており、民間保育園2施設の施設運営実績や安全面に配慮した施設管理に係る方策、様々な食に関する体験を通じた熱心な食育への取り組みなどを高く評価し、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過> 1 優良事業者の所管部決定 子ども家庭部において、期末モニタリング、利用者満足度調査及び東京都福祉サービス第三者評価の結果に基づき、優良事業者として決定した。</p> <p>(1) 期末モニタリング</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>総合評価</th> <th>評価項目数</th> <th>項目別評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度（2020年度）</td> <td>B</td> <td>43項目</td> <td>A 6項目、B 37項目</td> </tr> <tr> <td>令和3年度（2021年度）</td> <td>B</td> <td>43項目</td> <td>A 6項目、B 37項目</td> </tr> <tr> <td>令和4年度（2022年度）</td> <td>B</td> <td>43項目</td> <td>A 6項目、B 37項目</td> </tr> <tr> <td>令和5年度（2023年度）</td> <td>B</td> <td>43項目</td> <td>A 7項目、B 36項目</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 総合評価はS・A・B・C・Dの5段階、項目別評価はA・B・Cの3段階</p> <p>(2) 利用者満足度調査（総合的な感想が「大変満足」又は「満足」の割合） 令和2年度（2020年度） 78.0% 令和3年度（2021年度） 88.0% 令和4年度（2022年度） 94.0% 令和5年度（2023年度） 96.6%</p> <p>(3) 東京都福祉サービス第三者評価 平成2年度（2020年度） 評価項目数：120 肯定的評価項目：120 令和5年度（2023年度） 評価項目数：122 肯定的評価項目：122</p>		年度	総合評価	評価項目数	項目別評価	令和2年度（2020年度）	B	43項目	A 6項目、B 37項目	令和3年度（2021年度）	B	43項目	A 6項目、B 37項目	令和4年度（2022年度）	B	43項目	A 6項目、B 37項目	令和5年度（2023年度）	B	43項目	A 7項目、B 36項目
年度	総合評価	評価項目数	項目別評価																			
令和2年度（2020年度）	B	43項目	A 6項目、B 37項目																			
令和3年度（2021年度）	B	43項目	A 6項目、B 37項目																			
令和4年度（2022年度）	B	43項目	A 6項目、B 37項目																			
令和5年度（2023年度）	B	43項目	A 7項目、B 36項目																			

2 一次選考

子ども家庭部において、書類及び応募資格について審査を行い、一次選考の合格者として決定した。

3 二次選考

評価会議を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して指定管理者候補者として決定した。

(1) 評価会議

評価会議の参加者6名（学識経験者、市民代表、税理士、子ども家庭部長、福祉部長、学校教育部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ、意見を聴取した。

(2) 評価点 ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

評価区分	評価項目	配点	社会福祉法人公德福祉会
団体の能力	市立保育所の管理運営を行うにふさわしい理念、組織、財政基盤を有していること。	30	23
	市立保育所の管理運営を行うに十分な実績を有していること。	30	26
	実現性の高い適正な収支計画であること。	30	21
	十分な経験を有し、円滑に保育所を運営できる施設長を配置できること。	30	26
	職員確保及び職員配置について実現可能で効果的な方策を具体的に示していること。	30	22
	職員の定着率向上及び資質向上に向けた方策を具体的に示していること。	30	21
	個人情報を適切に管理する体制及び方策を具体的に示していること。	30	22
	危機管理に対する体制及び方策を具体的に示していること。	30	21
	要望・苦情に対する対応体制及び方策を具体的に示していること。	30	21
	小計	270	203
提案事業の内容	保育方針・保育計画・保育内容が的確であること。	30	22
	特別な支援・配慮を要する子どもに理解があり、具体的な取組を示していること。	30	26
	子どもの健康管理・衛生管理について適切に配慮する方策を具体的に示していること。	30	22
	食育・給食に関する方針及び取組を具体的に示していること。	30	24
	家庭とのかかわりを具体的に示していること。	30	22
	虐待の防止、早期発見等に関する方針及び取組を具体的に示していること。	30	21
	提供するサービスを自己評価し、業務改善及び利用者満足度向上に繋げる具体的な取組を示していること。	30	21
	地域及び関係機関との連携についての考え方並びに取組を具体的に示していること。	30	22
	市の施策に対する協力及び経費節減について、公の施設として適切な考え方を具体的に示していること。	30	21
	小計	270	201

価格評価（配点は団体の能力と提案事業の内容の評価の合計の最高点とする。）	404	404
合計	944	808
100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て）	100	85.5

<指定管理料提案額>

年度	社会福祉法人公德福祉会
令和7年度（2025年度）	153,879,000円
令和8年度（2026年度）	154,344,000円
令和9年度（2027年度）	155,419,000円
令和10年度（2028年度）	157,104,000円
令和11年度（2029年度）	157,600,000円
5年間の合計	778,346,000円
【参考】	
令和6年度（2024年度）協定金額	148,813,000円

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの指定管理料は、令和6年度（2024年度）当初予算にて債務負担行為限度額804,202,000円を設定。

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第3項、第6項

○八王子市保育園条例（令和2年八王子市条例第3号）
第12条～第14条

指定管理者	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について	生涯学習スポーツ部				
		放課後児童支援課				
概要	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定をするもの（特命）					
<p>【内容】 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立学童保育所の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市立鑑水小学童保育所</p> <p><指定管理者> 社会福祉法人 敬愛学園（4期目） ※ 八王子市における指定管理の実績 学童保育所6か所（東浅川小、あたご、鑑水小、散田小、山田小、みなみ野君田小）</p> <p><指定期間> 令和7年（2025年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの3年間</p> <p><選定方法> 特命（八王子市指定管理者制度ガイドラインに基づく更新制度による選定） 現協定に基づく履行状況、期末モニタリング、保護者満足度調査、第三者評価及び八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）の結果から総合的に判断して選定</p> <p><選定理由> 指定管理者候補者は、子育て関連事業の実績が豊富であり、近隣の保育園の保育士・看護師・管理栄養士などの専門人材と法人のスケールメリットを活かした安定した経営基盤と運営体制を有している。また、ノウハウを活かした事業計画や、保護者・学校・地域関係者との連携・交流が図られている点などが高く評価できる。 また、指定期間内の業務の履行状況が良好であり、危機管理についての意識が高くマニュアル等が整備されており、プロジェクトチームを立ち上げ自己研鑽に励み、子どもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、必要な知識及び技能の取得、維持及び向上に努めるなど、適切な人材育成が図られ安定したサービスを提供しているため、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過> 1 期末モニタリング</p> <table border="1" data-bbox="284 1608 815 1693"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 1608 647 1648">施設名</th> <th data-bbox="647 1608 815 1648">総合評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 1648 647 1693">鑑水小学童保育所</td> <td data-bbox="647 1648 815 1693">B</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 総合評価はS・A・B・C・Dの5段階 ※ 総合評価がB（協定内容どおり業務を履行しており、モニタリング結果が概ね良好）であり、市の要求水準を満たしていると判断できる。現地調査においても、安定し、充実した保育の実践が認められた。</p> <p>2 保護者満足度調査（4点満点） 令和5年度（2023年度） 3.57 ※ 候補者が現在指定管理をしている全ての学童保育所で実施した調査の平均点 ※ 全ての項目が3点（満足）以上の評価で肯定的な評価を受けており、今後も安定した管理運営が見込まれる。</p>			施設名	総合評価	鑑水小学童保育所	B
施設名	総合評価					
鑑水小学童保育所	B					

3 第三者評価

評価会議の構成者6名（学識経験者、税理士、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）による第三者評価を実施した。

（評価点） ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

評価区分	評価項目	配点	社会福祉法人敬愛学園
社会的責任	法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。	30	27
	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。	30	27
運営体制	子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。	30	26
	法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。	30	26
	職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。	30	24
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。	30	21
	職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。	30	24
保育内容	「量」「質」ともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	24
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	24
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	22
地域社会との協働や連携	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。	30	24
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。	30	25
危機管理体制	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	25
	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	24
	危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。	30	24
合計		450	367

4 現協定に基づく履行状況

所管課が、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童クラブ運営指針」に基づく、学童保育所の運営内容を確認するために周知している評価シートにより、市が設定した40の評価項目について、各5点満点（合計200点満点）で評価を実施した。

評価点 175点（割合87.5%）

※ 評価項目の合計が満点の8割以上（4点以上）の評価であり、今後も安定した管理運営が見込まれるため優良事業者と認める。

5 評価会議

評価会議の構成者6名（学識経験者、税理士、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）による評価会議を開催し、意見を聴取した。

(1) 総合評価

ア 法人の明確な運営理念及び地域の実情に応じた経営戦略のもと、安定した管理運営能力があることが示されており、同法人のスケールメリットを活かした様々な取組が子どもたちの学びや成長に寄与することが期待できる。

イ 法人の持つ資源を、当該施設の子ども及び保護者に十分に還元することが行われ、苦情や相談に迅速かつ適切に対応する組織としての仕組みが明確である。

ウ 自主研修参加支援制度があり、法人全体を通じて研修に取り組むことで、地域における子どもの居場所づくりや保護者支援へのさらなる貢献が期待できる。

(2) 評価点 ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

評価区分	評価項目	配点	社会福祉法人敬愛学園
団体の能力	法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。	30	27
	子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。	120	104
	法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。	30	26
	職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。	30	24
	職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。	30	24
	危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。	30	24
	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。	120	96
	「量」「質」とともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	24
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか）	30	21
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	22
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	24
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。	30	25
	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。	30	27
	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	25
	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	24
小計	630	517	

提案事業の内容	危機管理についての意識が高く、様々なケース（日常活動や行事時、アレルギーなど）について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	26
	利用者の安全確保（感染症等衛生面含む）に関する方策が講じられていること。	30	26
	「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	120	100
	コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。	30	21
	管理運営に意欲を持ってあたることが期待できること。	30	26
	子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	25
	「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。	30	25
	利用者（障害等、様々な個性をもつ児童を含む）が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。	30	22
	利用者等からの相談や苦情に、組織的かつ迅速に対応できる体制（保育現場及び法人本部）	30	25
	利用者の満足度を高めるため、保護者とのコミュニケーション及び支援を深める方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	120	100
	災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、子どもの安全確保のための具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	23
	環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。	30	23
	施設の長寿命化のための方策が講じられていること。	30	21
	指定管理業務の引継ぎに係る取組みが適切であること。	30	21
	年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。	30	25
小計	630	509	
価格評価	1,026 ※1	1,026	
合計	2,286	2,052	
100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て）	100	89.7	

※1 価格評価の配点は、評価会議における団体の能力と提案事業の内容の評価の合計点に合わせています。

<指定管理料提案額>

年度	社会福祉法人 敬愛学園
令和7年度（2025年度）	60,163,025 円
令和8年度（2026年度）	61,113,323 円
令和9年度（2027年度）	62,088,635 円
3年間の合計	183,364,983 円
【参考】 令和6年度（2024年度）協定金額	51,955,579 円

令和7年度（2025年度）から令和9年度（2028年度）までの指定管理料は、令和6年度（2024年度）当初予算にて債務負担行為限度額183,533,000円を設定。

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第3項、第6項

○八王子市学童保育所条例（昭和46年八王子市条例第7号）
第14条

指定管理者	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について	生涯学習スポーツ部
		放課後児童支援課
概要	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定をするもの（公募）	
<p>【内容】 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立学童保育所の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市立式分方小学童保育所</p> <p><指定管理者> 特定非営利活動法人 つくみ（3期目）</p> <p><指定期間> 令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までの5年間</p> <p><選定方法> 公募（応募2者） 八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して選定（応募者）</p> <p>1 特定非営利活動法人 つくみ ※ 八王子市における指定管理の実績 学童保育所2か所（式分方小、つくみ）</p> <p>2 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 ※ 八王子市における指定管理の実績 学童保育所6か所（由木、別所、船田小、上巻分方、元八王子、由井）</p> <p><選定理由> 指定管理者候補者は、「団体の能力」及び「提案事業の内容」に関するすべての評価項目において、合格基準である6割以上の評価点を獲得しており、小学校や特別支援学校、放課後等デイサービスとの連携を密に行い、送迎サービスを利用した療育活動や学童保育所の児童との交流活動を継続し、特別なニーズのある子どもとその保護者の支援を行うなど、単に学童保育事業に取り組むのではなく、法人の熱意を活かした地域福祉を豊かにするための取り組みが着実に進められている。現指定管理者として丁寧に事業運営している様子が伺え、その経験・ノウハウが今後の運営にも活かされる提案がされていることから、地域と一体となった学童保育事業の展開が期待できることを高く評価し、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過></p> <p>1 一次選考 生涯学習スポーツ部において、書類及び応募資格について審査を行い、2者を一次選考の合格者として決定した。</p> <p>2 二次選考 評価会議を開催し、意見を聴取した上で、所管部が内容評価と価格評価を総合的に評価して指定管理候補者を選定した。</p> <p>(1) 評価会議 評価会議の参加者6名（学識経験者、税理士、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ、</p>		

意見を聴取した。

(2) 評価点 ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

評価区分	評価項目	配点	特定非営利活動法人つくみ	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
団体の能力	法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。	30	22	24
	子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。	120	88	88
	法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。	30	22	23
	職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。	30	20	21
	職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。	30	19	22
	危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。	30	21	22
	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。	120	108	92
	「量」「質」ともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	20	20
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか）	30	21	21
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	19	21
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	21	22
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。	30	24	24
	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。	30	24	24
	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	21	21
	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	19	22
	小計	630	469	467
提案事業の内容	危機管理についての意識が高く、様々なケース（日常活動や行事時、アレルギーなど）について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	22	22

	利用者の安全確保(感染症等衛生面含む)に関する方策が講じられていること。	30	22	22
	「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	120	100	84
	コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。	30	20	20
	管理運営に意欲を持ってあたることが期待できること。	30	25	22
	子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	20	23
	「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。	30	19	22
	利用者(障害等、様々な個性をもつ児童を含む)が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。	30	23	21
	利用者等からの相談や苦情に、組織的かつ迅速に対応できる体制(保育現場及び法人本部)	30	20	21
	利用者の満足度を高めるため、保護者とのコミュニケーション及び支援を深める方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	120	88	92
	災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、子どもの安全確保のための具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	22	21
	環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。	30	20	21
	施設の長寿命化のための方策が講じられていること。	30	19	20
	指定管理業務の引継ぎに係る取組みが適切であること。	30	21	22
	年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。	30	21	22
	小計	630	462	455
	価格評価	931 ※1	931	931
	合計	2,191	1,862	1,853
	100点満点換算(小数点以下第2位を切り捨て)	100	84.9	84.5

※1 価格評価の配点は、評価会議における団体の能力と提案事業の内容の評価の合計点に合わせています。

<指定管理料提案額>

年度	特定非営利活動法人 つくみ	シダックス大新東ヒュー マンサービス株式会社
令和7年度(2025年度)	36,722,567円	38,883,588円
令和8年度(2026年度)	38,247,728円	39,246,428円
令和9年度(2027年度)	39,848,758円	39,677,566円
令和10年度(2028年度)	41,174,926円	40,198,348円
令和11年度(2029年度)	42,567,257円	40,552,649円
5年間の合計	198,561,236円	198,558,579円
【参考】 令和6年度(2024年度)協定金額	29,839,873円	

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの指定管理料は、令和6年度(2024年度)当初予算にて債務負担行為限度額213,435,000円を設定。

【法令等】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)
第244条の2第3項、第6項

○八王子市学童保育所条例(昭和46年八王子市条例第7号)
第14条

指定管理者	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について	生涯学習スポーツ部
		放課後児童支援課
概要	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定をするもの（公募）	
<p>【内容】 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立学童保育所の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市立檜原小学童保育所</p> <p><指定管理者> 特定非営利活動法人 からまつ（3期目）</p> <p><指定期間> 令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までの5年間</p> <p><選定方法> 公募（応募3者） 八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して選定（応募者）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定非営利活動法人 からまつ ※ 八王子市における指定管理の実績 学童保育所6か所（第九小、横川、からまつ、川口、上川口小、檜原小） 2 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 ※ 八王子市における指定管理の実績 学童保育所6か所（由木、別所、船田小、上巻分方、元八王子、由井） 3 株式会社 テノ. コーポレーション ※ 八王子市における指定管理の実績 なし <p><選定理由> 指定管理者候補者は、「団体の能力」及び「提案事業の内容」に関するすべての評価項目において、合格基準である6割以上の評価点を獲得しており、学童保育所と放課後子ども教室を一体的に運営するほか、PTA活動、地域町会活動など子どものみならず保護者も学童保育所や地域等の活動や行事に参加する機会を設けるなど、保護者の就労形態によらない、地域における子どもの居場所づくりに貢献している。また、日頃から地域との連携が円滑に行われている様子が伺え、市が目指す、街よし・人よし・暮らしよし、の担い手として今後も大きな貢献が期待され、管理運営を安定して行っていることを高く評価し、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一次選考 生涯学習スポーツ部において、書類及び応募資格について審査を行い、3者を一次選考の合格者として決定した。 2 二次選考 評価会議を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して3者を二次選考の合格者として決定した。 		

(1) 評価会議

評価会議の参加者6名（学識経験者、税理士、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ、意見を聴取した。

(2) 評価点 ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

評価区分	評価項目	配点	特定非営利活動法人からまつ	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	株式会社テノ.コーポレーション
団体の能力	法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。	30	23	24	23
	子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。	120	104	88	100
	法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。	30	23	23	25
	職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。	30	23	21	20
	職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。	30	22	22	20
	危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。	30	23	22	21
	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。	120	108	92	84
	「量」「質」とともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	21	20	20
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか）	30	22	21	21
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	22	21	21
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	22	22	22
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。	30	27	24	20
	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な	30	27	24	24

	対応) が期待できること。				
	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	21	21	22
	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	21	22	22
	小計	630	509	467	465
提案事業の内容	危機管理についての意識が高く、様々なケース（日常活動や行事時、アレルギーなど）について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	22	22	21
	利用者の安全確保（感染症等衛生面含む）に関する方策が講じられていること。	30	23	22	22
	「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	120	108	84	80
	コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。	30	22	20	22
	管理運営に意欲を持ってあたる事が期待できること。	30	27	22	23
	子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	24	23	23
	「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。	30	23	22	22
	利用者（障害等、様々な個性をもつ児童を含む）が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。	30	22	21	21
	利用者等からの相談や苦情に、組織的かつ迅速に対応できる体制（保育現場及び法人本部）	30	23	21	23
	利用者の満足度を高めるため、保護者とのコミュニケーション及び支援を深める方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなさ	120	96	92	96

	れていること。また、その効果が期待できること。				
	災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、子どもの安全確保のための具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	23	21	22
	環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。	30	23	21	22
	施設の長寿命化のための方策が講じられていること。	30	22	20	20
	指定管理業務の引継ぎに係る取組みが適切であること。	30	22	22	21
	年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。	30	25	22	23
	小計	630	505	455	461
	価格評価	1,014 ※1	1,014	1,003	947
	合計	2,274	2,028	1,925	1,873
	100点満点換算(小数点以下第2位を切り捨て)	100	89.1	84.6	82.3

※1 価格評価の配点は、評価会議における団体の能力と提案事業の内容の評価の合計点に合わせています。

<指定管理料提案額>

年度	特定非営利活動法人からまつ	シダックス大新東 ヒューマンサービス株式会社	株式会社テノ. コーポレーション
令和7年度(2025年度)	27,713,420円	29,628,285円	29,867,288円
令和8年度(2026年度)	28,735,434円	29,853,228円	31,090,325円
令和9年度(2027年度)	29,862,066円	30,142,442円	32,099,321円
令和10年度(2028年度)	30,731,904円	30,325,611円	32,677,350円
令和11年度(2029年度)	31,751,553円	30,592,329円	33,738,366円
5年間の合計	148,794,377円	150,541,895円	159,472,650円
【参考】 令和6年度(2024年度)協定金額	22,980,670円		

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの指定管理料は、令和6年度(2024年度)当初予算にて債務負担行為限度額160,674,000円を設定。

【法令等】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)
第244条の2第3項、第6項

○八王子市学童保育所条例(昭和46年八王子市条例第7号)
第14条

指定管理者	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について	生涯学習スポーツ部						
		放課後児童支援課						
概要	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定をするもの（特命）							
<p>【内容】 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市立学童保育所の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市立高倉小学童保育所 八王子市立小宮小学童保育所</p> <p><指定管理者> 社会福祉法人 清心福祉会（高倉小6期目、小宮小4期目） ※ 八王子市における指定管理の実績 学童保育所2か所（高倉小、小宮小）</p> <p><指定期間> 令和7年（2025年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までの2年間</p> <p><選定方法> 特命（八王子市指定管理者制度ガイドラインに基づく更新制度による選定） 現協定に基づく履行状況、期末モニタリング、保護者満足度調査、第三者評価及び八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）の結果から総合的に判断して選定</p> <p><選定理由> 指定管理者候補者は、高齢者福祉及び児童福祉に関する事業を全国的に運営するそのノウハウ及びスケールメリットを活かし、学校や育成支援に関連する地域の諸団体等と連携を図っている。 また、指定期間内の業務の履行状況は、マニュアル類を整備するなど学童保育事業を安定的に遂行するよう努めており良好である。今後も法人の強みである高齢者福祉及び地域包括支援の取り組みを活かし、地域ぐるみの子育てシステムをつくり、持続可能な地域社会への貢献が期待できることから、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過></p> <p>1 期末モニタリング</p> <table border="1" data-bbox="284 1496 815 1630"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>総合評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高倉小学童保育所</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>小宮小学童保育所</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 総合評価はS・A・B・C・Dの5段階 ※ 総合評価がB（協定内容どおり業務を履行しており、モニタリング結果が概ね良好）であり、市の要求水準を満たしていると判断できる。現地調査においても、安定し、充実した保育の実践が認められた。</p> <p>2 保護者満足度調査（4点満点） 令和5年度（2023年度） 3.51 ※ 候補者が現在指定管理をしている全ての学童保育所で実施した調査の平均点 ※ 全ての項目が3点（満足）以上の評価で肯定的な評価を受けており、今後も安定した管理運営が見込まれる。</p>			施設名	総合評価	高倉小学童保育所	B	小宮小学童保育所	B
施設名	総合評価							
高倉小学童保育所	B							
小宮小学童保育所	B							

3 第三者評価

評価会議の構成者6名（学識経験者、税理士、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）による第三者評価を実施した。

（評価点） ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

評価区分	評価項目	配点	社会福祉法人清心福祉会
社会的責任	法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。	30	22
	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。	30	21
運営体制	子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。	30	21
	法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。	30	20
	職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。	30	21
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。	30	21
	職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。	30	21
保育内容	「量」「質」ともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	21
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	22
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	23
地域社会との協働や連携	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。	30	20
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。	30	21
危機管理体制	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	21
	個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	21
	危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。	30	22
合計		450	318

4 現協定に基づく履行状況

所管課が、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童クラブ運営指針」に基づく、学童保育所の運営内容を確認するために周知している評価シートにより、市が設定した40の評価項目について、各5点満点（合計200点満点）で評価を実施した。

評価点 166点（割合83.0%）

※ 評価項目の合計が満点の8割以上（4点以上）の評価であり、今後も安定した管理運営が見込まれるため優良事業者と認める。

5 評価会議

評価会議の構成者6名（学識経験者、税理士、市立小学校校長、子ども家庭部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長）による評価会議を開催し、意見を聴取した。

(1) 総合評価

ア 青少年対策地区委員会のクリーン活動や、学校運営協議会のメンバーで共通理解を図る活動への参加など地域と協働した施設運営が、子どもたちの学びや成長に寄与することが期待できる。

イ 法人内の理念である「奉仕の精神と慈愛の心を育む」という言葉のとおり、「こころの豊かな人づくり」を念頭においた地域社会との協働・連携が、当該施設を拠点としたこども文化を地域に創造し、持続可能な地域社会への貢献につながることを期待できる。

ウ 法人の強みである高齢者福祉及び地域包括支援の取り組みのノウハウ・スケールメリットが、育成支援や地域社会への効果や成果につながることを期待できる。

(2) 評価点 ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

評価区分	評価項目	配点	社会福祉法人清心福祉会
団体の能力	法人の経営方針が明確であり、施設の管理運営を安定して行う能力があること。	30	22
	子育て関連事業の実績が豊富であり、そのノウハウを活かした安定した運営が期待できること。	120	84
	法人本部の保育現場へのバックアップ体制が優れていること。	30	20
	職員体制（配置・雇用）の考え方（バランスや継続性等）が優れていること。	30	21
	職員の労務管理、安全衛生管理が適正であること。また、職員研修の充実等適切な人材育成が図られていること。	30	21
	危機管理（防火、防犯等）意識が高く、その対策・体制がとられていること。	30	22
	利用児童のみならず、「地域」の一員として、「地域」や「学校」等の活動に対して貢献していく姿勢があること。また、その効果が期待できること。	120	80
	「量」「質」ともに安定した指導員の確保が見込まれること。	30	21
	支出計画が持続可能な計画となっていること。また、各項目（用途）にバランスよく適正な経費が計上されていること。（必要以上に人件費が低額ではないか）	30	21
	施設の適正な維持管理に関して高い意識を持ち、環境美化や施設の修繕等について、迅速かつ適切に対応できること。	30	23
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	30	22
	法人の特性を活かし、市の他の施策への協力（協働）が期待できること。	30	21
	学童保育事業に対する意欲が感じられ、付加価値を加えた活動（利用者ニーズに応えた適切な対応）が期待できること。	30	21
	情報セキュリティ対策が適切であり、その対策が講じられていること。	30	21
個人情報保護の意識が高く、その対策が講じられていること。	30	21	
小計	630	441	

提案事業の内容	危機管理についての意識が高く、様々なケース（日常活動や行事時、アレルギーなど）について、事故が起こることがないように安全対策が十分検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	30	22
	利用者の安全確保（感染症等衛生面含む）に関する方策が講じられていること。	30	22
	「地域」や「学校」等との協働や連携の考え方が示され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	120	92
	コスト縮減についての工夫や具体的な考え方が示されているとともに、費用対効果が十分検討され、適正な支出計画となっていること。	30	22
	管理運営に意欲を持ってあたることが期待できること。	30	24
	子育てに関する保護者からの相談や家庭への支援についての考え方が示され、この対応について、具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	22
	「公の施設」であることを自覚し、公平・公正な管理運営の考え方が示されているとともに、開かれた施設運営を目指し、情報公開、情報発信に積極的であること。	30	23
	利用者（障害等、様々な個性をもつ児童を含む）が公平に施設利用ができるような保育についての考え方や対応について、配慮されていること。	30	22
	利用者等からの相談や苦情に、組織的かつ迅速に対応できる体制（保育現場及び法人本部）	30	23
	利用者の満足度を高めるため、保護者とのコミュニケーション及び支援を深める方策が検討され、具体的かつ実践的な計画がなされていること。また、その効果が期待できること。	120	92
	災害発生時や、万が一の事故発生時の対応について、子どもの安全確保のための具体的かつ実践的な計画がなされていること。	30	22
	環境負荷の低減等、経費以外についても効率性に配慮し、省エネルギー、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達等について高い意識を持っていること。	30	21
	施設の長寿命化のための方策が講じられていること。	30	22
	指定管理業務の引継ぎに係る取組みが適切であること。	30	21
	年間の活動計画は、ノウハウを活用した計画がなされていること。	30	23
小計	630	473	
価格評価	914 ※1	914	
合計	2,174	1,828	
100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て）	100	84.0	

※1 価格評価の配点は、評価会議における団体の能力と提案事業の内容の評価の合計点に合わせています。

<指定管理料提案額>

年度	高倉小学童保育所	小宮小学童保育所
令和7年度（2025年度）	31,554,696 円	32,716,090 円
令和8年度（2026年度）	31,811,040 円	33,160,890 円
2年間の合計	63,365,736 円	65,876,980 円
【参考】		
令和6年度（2024年度）協定金額	28,546,186 円	29,428,040 円

令和7年度（2025年度）から令和8年度（2026年度）までの指定管理料は、令和6年度（2024年度）当初予算にて債務負担行為限度額129,602,000円を設定。

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第3項、第6項

○八王子市学童保育所条例（昭和46年八王子市条例第7号）
第14条

指定管理者	八王子市高齢者在宅サービスセンター長房の指定管理者の指定について	福祉部
		高齢者いきいき課
概要	八王子市高齢者在宅サービスセンター長房の指定管理者の指定をするもの（公募）	
<p>【内容】</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市高齢者在宅サービスセンター長房の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市高齢者在宅サービスセンター長房</p> <p><指定管理者> 医療法人社団 光生会（6期目）</p> <p><指定期間> 令和7年（2025年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの3年間</p> <p><選定方法> 公募（応募1者） 八王子市高齢者在宅サービスセンター長房指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して選定。 （応募者） 医療法人社団 光生会 ※ 八王子市における指定管理の実績 1か所（八王子市高齢者在宅サービスセンター長房）</p> <p><選定理由> 候補者となった法人は、施設の管理運営を安定して行うことができる実績及び能力を有するなど、公の施設を管理運営する団体としての能力が高い。また、この法人は市内で様々な介護サービス施設を運営しているノウハウを活かし、市民に開かれた地域の高齢者福祉の拠点となるよう、積極的に市民の支援や、地域包括ケアシステム推進の役割を果たすなど、市民に質の高いサービスを提供するための提案が優れていた。一方、財務状況についても、専門家による分析で経営上特に問題はないとされており、指定管理者の候補者に相応しいと判断した。</p> <p><選考経過> 1 一次選考 福祉部において、書類及び応募資格について審査を行い、1者を一次選考の合格者として決定した。</p> <p>2 二次選考 評価会議の参加者6名（福祉関係者1名、介護サービスを提供する事業者1名、介護保険料を負担する事業主1名、介護保険の被保険者1名、税理士1名、福祉部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ、意見を聴取し、1者を二次選考の合格者として決定した。</p>		

(評価点) ※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

評価区分	評価項目	配点	医療法人社団光生会
団体の能力	団体の経営方針が明確であり、適正な経理がされていること。	20	18
	経営状況が健全であり、目的達成のための考えをもっていること。	20	16
	業務実績が豊富であり、ノウハウを蓄積し運営が期待できること。	20	17
	自己評価(マネジメントサイクル)の体制及び基準が確立されていること。	20	17
	実現性の高い適正な収支計画であること。	20	15
	管理運営が適切に行うための研修等の人材育成を踏まえた組織体制を有していること。	20	16
	職員の管理体制及び職場安全衛生管理が適正であること。	20	16
	地域・社会貢献に配慮した取組がされていること。	20	15
	利用者が公平に施設利用ができるよう、配慮されていること。	20	15
	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	20	15
	個人情報の取扱い及び情報セキュリティ対策が適切であること。	20	14
	負担すべきリスクに対し適切な対応をとるための体制を有していること。	20	15
	利用者の安全確保(衛生面含む)に関する方策が講じられていること。	20	15
	緊急(防火、防犯等)対応等危機管理体制を有していること。	20	15
	指定管理業務の引継ぎに係る対策が適切であること。	20	17
	小計	300	236
提案事業の内容	収益を上げるための努力がされていること。	20	17
	コスト削減が図られ又は考慮されていること。	20	16
	ノウハウを活用し、要求水準を満たした事業計画を立てていること。	20	16
	広報活動等、施設の利用促進のための提案がされていること。	20	17
	利用者からの苦情処理の体制がとれていること。	20	15
	利用者の満足度を高めるための方策が講じられていること。	20	19
	管理運営に意欲を持ってあたる事が期待できること。	20	19
	地域や施設の特性を踏まえた事業展開が図られていること。	20	16
	地域との協働や連携が図られ、又は配慮されていること。	20	15
	第三者委託先も含め、地域経済の振興及び雇用の創出に繋がる提案がされていること。	20	15
	資源の有効活用など環境に配慮した管理運営がされていること。	20	16
	訓練や研修、マニュアル作成など平常時から危機管理における適切な提案がされていること。	20	17
	施設の適切な維持管理のための方策が講じられていること。	20	17

	小計	260	215
合計		560	451
100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て）		100	80.5
<p><指定管理料> 利用料金制とし、介護報酬及び本人負担金により施設の維持管理及び事業運営を行うため、指定管理料はなし。</p>			
<p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第244条の2第3項、第6項</p> <p>○八王子市高齢者在宅サービスセンター条例（平成8年八王子市条例第21号） 第7条～第9条</p>			

指定管理者	八王子市営住宅及び共同施設の指定管理者の指定について	まちなみ整備部
		住宅政策課
概要	八王子市営住宅及び共同施設の指定管理者の指定をするもの（公募）	
<p>【内容】</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、八王子市営住宅及び共同施設の指定管理者を指定する。</p> <p><施設名> 八王子市営住宅及び共同施設</p> <p><指定管理者> 一般社団法人 マルベリーライフ（5期目）</p> <p><指定期間> 令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までの5年間</p> <p><選定方法> 公募（応募1者） 八王子市営住宅及び共同施設指定管理者候補者の選定のための評価会議(以下「評価会議」という。)の意見を聴取した上で所管部による評価で要求水準を満たした事業者を総合的に判断して選定 ※申請書類の受け取り、質問書の提出、現場説明会への参加は2者あり</p> <p>（応募者） 一般社団法人 マルベリーライフ（5期目） ※八王子市における指定管理の実績 八王子市営住宅及び共同施設20か所</p> <p><選定理由> 候補者となった法人は評価項目すべてにおいて合格基準である6割以上の評価点を獲得しており、特に地域との協働や連携、地域経済の振興などについては、現指定管理者としての実績を活かし、優れた計画を提案している。 また、管理運営に関する考え方では、入居者の良好な居住環境の実現を目指した具体的な取り組みを示し、入居者のニーズ把握においても、Webツールの活用や団地毎に意見ボックスを設置するなど積極的な取組が示されている。 さらに、平成19年度（2007年度）から令和6年度（2024年度）まで指定管理者として市営住宅等の管理を安定して行ってきた信頼に加え、これまでの市営住宅管理実績から得た経験をもとに、スベアキーの管理などを自ら提案した点や、災害対策や事故時の安全対策の提案内容も優れていたことから、指定管理者候補者としてふさわしいと判断した。</p> <p><選考経過></p> <p>1 一次選考 八王子市営住宅及び共同施設指定管理者候補者の選考に関する実施要綱による一次選考委員が書類及び応募資格について審査を行い、一次選考の合格者として決定した。</p> <p>2 二次選考 評価会議を開催し、意見を聴取した上で、総合的に判断して指定管理者候補者を決定した。 (1) 評価会議の参加者4名（学識経験を有する者1名、企業会計等実務経験を有する者1名、市営住宅入居者1名、まちなみ整備部長）に、プレゼンテーション及び事業計画書について評価を行わせ、意見を聴取し、二次選考の合格者として決定した。</p>		

(2) 評価点※合格基準は、各評価項目すべて6割以上とする。

評価区分	評価項目	配点	一般社団法人マルベリーライフ
団体の能力	団体の経営方針が明確であり、適正な経理がされていること。	20	17
	経営状況が健全であり、事業を安定して確実に実行できる経営規模を有していること。	20	15
	市営住宅の管理運営実績が豊富であり、ノウハウを蓄積し運営が期待できること。	20	16
	実現性の高い適正な収支計画を立てていること。	20	15
	管理運営を適切に行うための研修等の人材育成を踏まえた組織体制を有していること。	20	17
	職員の管理体制及び職場の安全衛生管理が適正であること。	20	16
	市営住宅として利用者が公平、公正な利用ができるよう、配慮されていること。	20	16
	利用者の安全確保（衛生面含む）に関する方策が講じられていること。	20	17
	個人情報の取扱い及び情報セキュリティ対策が適切であること。	20	16
	緊急対応（事故、防火、防犯等）等の危機管理体制を有していること。	20	16
	小計	200	161
提案事業の内容	市営住宅維持管理に関して特色ある提案がされていること。	20	17
	効率的な管理運営及びコスト縮減が図られていること。	20	16
	ノウハウを活用し、要求水準を満たした事業計画を立てていること。	20	16
	施設・設備等の適切な維持管理のための体制、方策が講じられていること。	20	15
	居住者のニーズを把握し、利便性、満足度を高めるための方策が講じられていること。	20	16
	利用者からの苦情処理の体制及びトラブルを防止する対策がとれていること。	20	15
	地域との協働や連携が図られ、又は配慮されていること。	20	15
	第三者委託先も含め、地域経済の振興及び雇用の創出に繋がる提案がされていること。	20	15
	資源の有効活用など環境に配慮した管理運営がされていること。	20	14
	訓練や研修、マニュアル作成など平常時から危機管理における適切な提案がされていること	20	14
	小計	200	153
価格評価		314 ※1	314
合計		714	628
100点満点換算（小数点以下第2位を切り捨て）		100	87.9

※1 価格評価の配点は、評価会議における団体の能力と提案事業の内容の評価の合計点に合わせています。

<指定管理料提案額>

年度	一般社団法人マルベリーライフ
令和7年度(2025年度)	122,925,000円
令和8年度(2026年度)	117,425,000円
令和9年度(2027年度)	117,425,000円
令和10年度(2028年度)	117,425,000円
令和11年度(2029年度)	117,425,000円
5年間の合計	592,625,000円
【参考】	
令和6年度(2024年度)協定金額	108,568,528円

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの指定管理料は、令和6年度(2024年度)当初予算にて債務負担行為限度額594,155,000円を設定。

【法令等】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)
第244条の2第3項、第6項

○八王子市営住宅条例(平成9年八王子市条例第43号)
第53条、第54条

道路	市道路線の認定について		道路交通部	
			路政課	
概要	市道路線を認定するもの			
【内容】 上野第2地区土地区画整理事業により築造された道路の引継ぎ完了に伴い、94路線を認定する。				
	路線名	所在地	幅員 (m)	延長 (m)
1	市道八王子1465号線	台町四丁目、上野町地内	9.00 ~ 10.22	261.20
2	市道八王子1466号線	上野町、台町三丁目地内	7.49 ~ 7.50	166.04
3	市道八王子1467号線	上野町地内	7.44 ~ 7.50	145.90
4	市道八王子1468号線	台町四丁目地内	7.50	88.03
5	市道八王子1469号線		7.50	184.71
6	市道八王子1470号線	小門町、上野町地内	7.49 ~ 7.50	159.55
7	市道八王子1471号線	小門町地内	7.49 ~ 7.50	314.86
8	市道八王子1472号線		7.49 ~ 7.50	37.42
9	市道八王子1473号線		7.49 ~ 7.50	179.92
10	市道八王子1474号線	台町三丁目地内	6.00	189.47
11	市道八王子1475号線		6.00	41.26
12	市道八王子1476号線	上野町地内	6.00	152.83
13	市道八王子1477号線		6.00	149.67
14	市道八王子1478号線		6.00	152.71
15	市道八王子1479号線	台町四丁目、上野町地内	6.00 ~ 6.01	316.46
16	市道八王子1480号線	台町四丁目地内	6.00	144.99
17	市道八王子1481号線		6.00	46.30
18	市道八王子1482号線		6.00	226.82
19	市道八王子1483号線		6.00	50.88
20	市道八王子1484号線		6.00	182.31
21	市道八王子1485号線		6.00	182.77
22	市道八王子1486号線	小門町地内	6.00	134.60
23	市道八王子1487号線		6.00	158.58
24	市道八王子1488号線		6.00	125.43
25	市道八王子1489号線		6.00	115.61
26	市道八王子1490号線		6.00	117.45

27	市道八王子1491号線	小門町地内	6.00	37.47
28	市道八王子1492号線		6.00	183.15
29	市道八王子1493号線		6.00	95.78
30	市道八王子1494号線		6.00	81.75
31	市道八王子1495号線	台町三丁目地内	5.50	57.47
32	市道八王子1496号線		5.00	110.08
33	市道八王子1497号線		4.99 ~ 5.00	78.46
34	市道八王子1498号線		4.99 ~ 5.00	75.43
35	市道八王子1499号線		5.00	128.51
36	市道八王子1500号線	上野町地内	5.00	45.75
37	市道八王子1501号線		4.99	50.02
38	市道八王子1502号線		5.00	36.00
39	市道八王子1503号線		5.00	72.75
40	市道八王子1504号線		4.99 ~ 5.00	51.94
41	市道八王子1505号線		4.99 ~ 5.00	74.25
42	市道八王子1506号線		5.00	53.01
43	市道八王子1507号線		5.00	52.51
44	市道八王子1508号線	台町四丁目地内	5.00	52.37
45	市道八王子1509号線		5.00	70.67
46	市道八王子1510号線		5.00	46.26
47	市道八王子1511号線		4.99 ~ 5.00	46.12
48	市道八王子1512号線		4.99 ~ 5.00	56.93
49	市道八王子1513号線		5.00	55.85
50	市道八王子1514号線		5.00	53.89
51	市道八王子1515号線		4.99 ~ 5.00	30.59
52	市道八王子1516号線		5.00	183.80
53	市道八王子1517号線		4.99 ~ 5.00	22.61
54	市道八王子1518号線		4.99 ~ 5.00	50.52
55	市道八王子1519号線	5.00	53.47	
56	市道八王子1520号線	小門町地内	4.99 ~ 5.00	90.99
57	市道八王子1521号線		4.99	85.77
58	市道八王子1522号線		4.99	72.67
59	市道八王子1523号線		4.99	59.61

60	市道八王子1524号線	小門町地内	4.99 ~ 5.00	57.66
61	市道八王子1525号線		4.99	50.56
62	市道八王子1526号線		5.00	55.06
63	市道八王子1527号線		5.00	88.83
64	市道八王子1528号線		4.99 ~ 5.00	75.79
65	市道八王子1529号線		5.00	53.65
66	市道八王子1530号線		4.99 ~ 5.00	53.26
67	市道八王子1531号線		4.99	52.43
68	市道八王子1532号線		4.99 ~ 5.00	52.32
69	市道八王子1533号線		5.00	51.92
70	市道八王子1534号線	上野町地内	4.00 ~ 5.00	147.03
71	市道八王子1535号線		4.99	49.81
72	市道八王子1536号線	台町三丁目地内	4.01 ~ 4.02	47.57
73	市道八王子1537号線		4.02	41.60
74	市道八王子1538号線		4.01 ~ 4.02	49.48
75	市道八王子1539号線	上野町地内	4.00	36.00
76	市道八王子1540号線		4.00	40.95
77	市道八王子1541号線		4.05	27.86
78	市道八王子1542号線		4.01	52.54
79	市道八王子1543号線	台町四丁目地内	4.02	32.19
80	市道八王子1544号線		4.01	37.46
81	市道八王子1545号線		4.02	43.53
82	市道八王子1546号線		4.05	36.50
83	市道八王子1547号線		4.02	30.81
84	市道八王子1548号線		4.02	32.22
85	市道八王子1549号線		4.02	60.18
86	市道八王子1550号線		4.02	38.30
87	市道八王子1551号線		4.01 ~ 4.02	42.56
88	市道八王子1552号線		小門町地内	4.00
89	市道八王子1553号線	4.00		52.54
90	市道八王子1554号線	4.00		50.13
91	市道八王子1555号線	4.01 ~ 4.02		41.99
92	市道八王子1556号線	上野町地内		4.00 ~ 4.04

93	市道八王子1557号線	小門町地内	4.00 ~ 4.01	97.63
94	市道八王子1558号線		4.01 ~ 4.06	38.56
<p>【法令等】</p> <p>○道路法（昭和27年法律第180号） 第8条第1項、第2項</p>				

【追加送付分】 東京都の議案を確認後、送付する。

条例改正	八王子市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例設定について	総務部
		職員課
概要	公民較差の解消等のため、国及び東京都の動向を踏まえ、給料表及び期末手当の改定をするもの	

条例改正	八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定について	総務部
		職員課
概要	市職員の期末・勤勉手当の改定を踏まえ、期末手当の改定をするもの	

条例改正	八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について	総務部
		職員課
概要	市職員の期末・勤勉手当の改定を踏まえ、期末手当の改定をするもの	

条例改正	八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について	総務部
		職員課
概要	公民較差の解消等のため、国及び東京都の動向を踏まえ、初任給、給料表及び期末・勤勉手当の改定をするもの	